

パブリックコメント（意見公募）の実施について

市民の皆さんの意見を行政に反映させるため、「益田市パブリックコメント実施要綱」に基づき、次の案件について広く意見を募集します。

（仮称）益田市協働のまちづくり推進条例(案)

市では、住民主体のまちづくりを推進するため、地域自治組織、NPO 団体、企業等との協働のあり方などを定めた「益田市協働のまちづくり推進条例（仮称）」を制定することとしています。

このたび、関係団体へのアンケート調査や検討委員会での意見を踏まえた条例案がまとまりましたので、広く市民の皆さんからのご意見を募集します。

【募集期間】

11月25日(月)～12月20日(金)

【閲覧場所】

- 人口拡大課、市立保健センター、美都・匹見各総合支所、各公民館
(土・日曜日を除く 8:30～17:15)
 - 市立図書館（休館日を除く 9:00～19:00）
- *市ホームページでも閲覧できます。

【提出方法】

住所、氏名、連絡先、意見の内容と理由を記入の上、下記の提出先へ郵送、FAX、メールのいずれかで提出するか、各閲覧場所へ直接提出してください。

*提出様式は定めていませんが、各閲覧場所および市ホームページに参考の様式を準備していますので、ご活用ください。

【提出期限】

12月20日(金) 17:15 必着（当日消印有効）

※詳しくは市ホームページをご覧ください、問い合わせください。

【提出・問い合わせ先】

〒698-8650 常盤町1番1号
益田市役所政策企画局人口拡大課
☎ 31-0607 FAX 23-7708
✉ jinkokakudai@city.masuda.lg.jp

益田市手話言語条例(案)

市では、「手話は言語である」との認識に基づき、手話言語に対する理解を広げ、普及を促進し、ろう者を含むすべての市民が安心して生活できるように「益田市手話言語条例」を制定することとしています。

このたび、その条例案がまとまりましたので、広く市民の皆さんからのご意見を募集します。

【募集期間】

12月2日(月)～12月27日(金)

【閲覧場所】

- 障がい者福祉課、市立保健センター、美都・匹見各総合支所、各公民館
(土・日曜日を除く 8:30～17:15)
 - 市立図書館（休館日を除く 9:00～19:00）
- *市ホームページでも閲覧できます。

【提出方法】

住所、氏名、連絡先、意見の内容と理由を記入の上、下記の提出先へ郵送、FAX、メールのいずれかで提出するか、各閲覧場所へ直接提出してください。

*提出様式は定めていませんが、各閲覧場所および市ホームページに参考の様式を準備していますので、ご活用ください。

【提出期限】

12月27日(金) 17:15 必着（当日消印有効）

※詳しくは市ホームページをご覧ください、問い合わせください。

【提出・問い合わせ先】

〒698-8650 常盤町1番1号
益田市役所福祉環境部障がい者福祉課
☎ 31-0251 FAX 31-8120
✉ syogaisya@city.masuda.lg.jp

「広報ますだ」
をスマホでも！



まちを好きになるアプリ

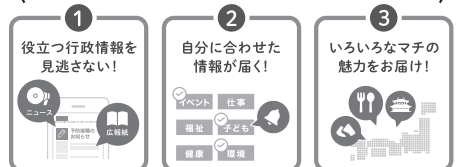


行政情報アプリ「広報紙」が「マチイロ」としてリニューアル！

ダウンロードはこちらから



自治体をもっと身近になる機能が盛りだくさん！



※「広報紙」をご利用中の場合、アップデートによって新アプリに切り替わりますので、新たにダウンロードする必要はありません。※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。※広告が表示されますが、各自治体とは何ら関係ありません。

問い合わせは株式会社ホープ(092-716-1404)まで